

残余財産分配方法の変更について

当基金は平成30年9月に解散し、継続して加入を希望される事業所で基金解散に伴う分配金を持ち込み新たに確定給付企業年金基金を設立する方向で現在検討中です。

様々な問題を検討した結果、平成29年9月25日開催の代議員会において、基金解散に伴う残余財産の分配方法を以下のとおり変更する方針を議決しましたのでご案内いたします。

【変更内容】

- ①分配金算出時の按分方法を「最低積立基準額比」から「過去分給付現価比」へ変更する。
- ②掛金未納（滞納）事業所の事業主・加入員への分配金を未納掛金の範囲で減額することを可能とする。
 - ・当基金の解散時において、当基金に対し未払掛金の債務がある事業所については、当基金の清算人は、その判断により、当該事業所の事業主に対し、一定の基準に従って残余財産の分配金を減額し、または分配を行わないことができる。
 - ・当基金の解散時において、当基金に対し未払掛金の債務がある事業所については、当基金の清算人は、その判断により、当該事業所の加入員(事業主を除く)に対し、一定の基準に従って残余財産の分配金を減額し、または分配を行わないことができる。

【変更理由】

①の変更について

「最低積立基準額」は加算年金の受給資格を得られる加入10年以上と10年未満で著しい落差が生じ、加入10年未満の加入員の分配金のごく少額となるデメリットが有ることが判明しました。これに対し「過去分給付現価」は、加入期間に関係なく、制度が継続するものとして将来の給付見込のうち現在まで勤めていた期間の債務を算出するもので、加入員間の公平性が高いため、変更することとしたものです。

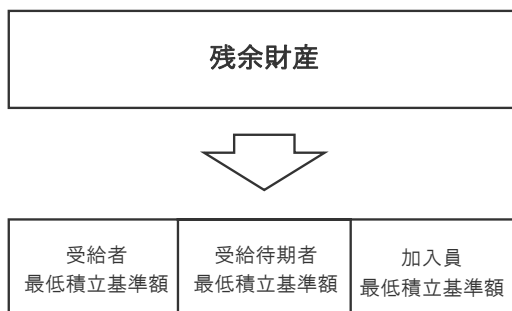
②の変更について

掛金を滞納している事業所としっかりとお支払いいただいている事業所の事業主・加入員との間で、滞納分掛金を考慮せずに分配金をお支払いするのは、著しく公平性を欠くと言わざるを得ません。

近年、未納掛金の範囲で分配金を減額する取り扱いが認められるようになったため、当基金も公平性確保のため、変更することとしたものです。

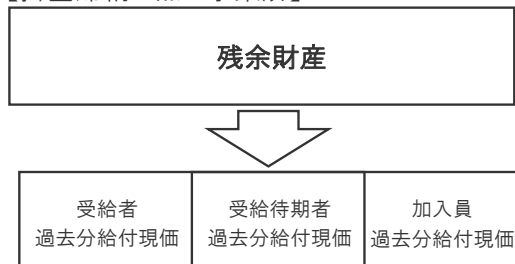
現在の分配方法

【全事業所】



変更後の分配方法

【掛金滞納の無い事業所】



【掛金滞納事業所】

